

# 介護保険システム等標準化検討会 ベンダ分科会

## 第1回議事概要

日時：令和4年11月2日（水）15:30～17:00

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社セミナールームA・B 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

### （構成員）

出席	三浦 裕和	株式会社RKKCS 企画開発本部 保険福祉システム部長
出席	末武 純	Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 第2開発課長
出席	中西 稔	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席	立野 雅也	株式会社電算 ソリューション2部
出席	濱田 裕介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 関東第一支社 第六課 主任
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 マネージャー
出席	村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 第二開発本部 第二開発部 課長
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

### （オブザーバー）

欠席	伊藤 豪一	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席	前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	橋本 泰明	デジタル庁 地方業務システム標準化エキスパート
欠席	與那嶺 紗綾	デジタル庁 地方業務システム標準化エキスパート
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	中島 教太	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
欠席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 保険局保険課 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害福祉部企画課 併任
欠席	渡辺 駿	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
欠席	新井 敬大	厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長
出席	中村 美咲	厚生労働省老健局介護保険計画課
欠席	野沢 雄大	厚生労働省老健局介護保険計画課

## 【議事次第】

1. 開会
2. 実装必須から標準オプションへの変更について
3. 適合性確認の対象となる版数と時期について
4. 連携要件（機能別連携仕様）について
5. その他

## 【議事概要】

### ○構成員意見

- ・実装必須機能から標準オプション機能への対応について、基本的に実装必須機能の要件について内容は理解しており、対応の必要性等も十分に認識している。その上で第2.1版にて追加や見直しが発生する点等も認識しているが、現時点で開発量が增大している実情がある。2025年度に向けて適用する期間を確保する必要があるため、できる限り早い段階で提供するためにも開発量を抑えていく必要があると考えている。2025年までに提供していくものに対して、優先順位という観点で2025年度以降の対応でも良い機能は実装必須から標準オプションに変更するといった整理も検討することが可能なのではないかと考える。具体的には、帳票に印字する住所に対する編集方法や文字の長さ、改行等の細やかな制御機能は対象とする項目を限定する等が候補に挙げられるのではないかと考えている。又、総合事業にある基本チェックリストのBMIの自動計算について、基本チェックリストを参照することで自動計算ができなくても運用回避ができるのではないかと考えている。

⇒（事務局）まず、優先順位について令和7年度までに移行できるよう適用期間を長く設けるためには、早く実装を終わらせる必要があるため、優先順位付けとして実装必須から標準オプションに変更するという考え方もあるのではないかと、といったご意見については、デジタル庁にて年内に集中的に点検が行われる中で検討されると認識している。例えば、税務システム標準仕様書では実装必須になっているが経過措置として標準オプションも認めるという考え方があるため、一律実装必須から標準オプションに変更するのではなく、経過措置として標準オプションとする考え方もあると思われる。実装類型の変更については、税務システムの考え方を参考にデジタル庁にて検討いただきたい。次に帳票のフォントサイズについては、他のベンダ構成員の意見も伺いたい。また、総合事業にあるBMIの自動計算に関する実装類型の見直しについては1つの要件に対するご意見であり、それ以外にも見直したい要件があれば併せてあげいただき、意見の内容を踏まえて検討したい。

⇒（構成員）了承した。

⇒（事務局）優先順位について、デジタル庁からコメント等があればお願いしたい。

⇒（デジタル庁）優先順位付けについて、考え方の1つとして大事な観点と理解した。実装類型の見直しを集中的に行っていく中でベンダからも意見をいただくが、検討会等で自治体からの意見として標準オプション機能が実装されるのか不安という声もあり、実装必須機能と定めているという側面があると認識している。一方で、このままの整理だと町村等も含め、不必要な団体も実装必須機能をおしなべて入れることとなり、全体としては非効率なのではないかという意見もあったことから関係府省会議の資料にて示されたとおり、見直しを行うこととした。見直しのやり方は意見のようなやり方も含め、今後精査していく必要があると考えている。2025年度までの移行期間は基本方針として閣議決定した内容であるため、この目標を達成していくためにどうしていくべきかが大事なポイントと考えている。詳細はこれから各府省の方々と議

論していくことになるが、引き続き協力をお願いしたい。

#### ○構成員意見

- ・実装必須機能から標準オプション機能への変更について、3点意見を挙げさせていただきたい。1点目は帳票の自由記載欄について、標準オプションに変更していただきたい。帳票レイアウトを統一することによって標準化が図れるため、自由記載欄は標準オプションとする整理とし、実装するか否かはベンダにて選択できるほうがよいと考える。2点目は、標準オプションの一部の機能を対応することを許容していただきたい。特に機能要件の管理項目について、標準オプションの中でも一部を対応することを許容していただきたい。各ベンダが提供しているシステムで標準仕様書に規定されている機能や項目は、標準準拠システムに踏襲されると考えている。このとき、標準オプションに定められている項目の一部に対応している場合は、標準オプションに準拠するためには対応できていない項目を実装することになるため、結果的に開発工数が増大するという状況である。3点目は、標準仕様書の機能要件の中で、国保中央会から提供されている伝送通信ソフト等にて対応している業務があり、その中で実装類型が実装必須となっている機能については、標準オプションに変更できないか検討いただきたい。具体的には高額医療合算の申請書やサービス計画の自己作成分の給付管理票の機能になり、現状、対象者が少なく伝送通信ソフトにて対応しているため、標準オプションに変更できないかと考えている。

⇒（事務局）まず、帳票の自由記載欄については他のベンダ構成員の意見も頂戴し、その上で検討したい。2点目は、機能要件は機能ID単位で適合性確認を行わなければならないため、1つの機能IDに複数の管理項目や機能が定められている場合、例えば管理項目が2つある場合に、1つの管理項目を実装すればよい等の一部対応でも許容される解釈ができるとありがたいという意見と認識した。1つの機能IDとして定められている機能において、複数の意味合いがあるものは機能IDに分離する方針がデジタル庁より示されているため、具体的な機能を示していただければ機能IDの分離を検討したいと考えている。又、管理項目については、基本的に同じ意味合いや情報のカテゴリ別に機能IDの整理を行っているが、現行システムではベンダによって管理項目が実装されているものと実装されていないものが分かれており、様々であると認識している。管理項目に対して機能IDを分離する場合、極論として1機能IDに1管理項目を定めることになるため、対応方法としては適切でないとする。そのため、管理項目は機能ID単位ではなく、基本データリストの項目単位で適合性確認が可能という解釈が成り立つのであれば、懸念事項は解消されると考える。これらの観点を踏まえ、デジタル庁よりコメントを頂戴したい。3点目の国保中央会より提供されている伝送通信ソフトに備わっている機能について、標準オプションに変更してほしい具体的な機能IDを提示いただきたいが可能か。

⇒（構成員）分科会後に提供する。

⇒（事務局）提供していただいた内容を踏まえ、検討する。

⇒（構成員）了承した。

⇒（事務局）帳票の自由記載欄について、他のベンダ構成員から意見があれば頂戴したい。

⇒（構成員）帳票の自由記載欄については、現状のままで問題ない。現地にカスタマイズをさせないという点からも見直す必要はないと考える。次に3点目にあつた国保中央会の伝送通信ソフトで対応できる業務について、実装必須から標準オプションに変更する意見には賛同する。最後に冒頭の構成員意見に対して事務局より説明があつた税務システムの経過措置に関する内容については、実装必須機能に対する経過措置を示す区分等が設けられることで2025年度に向けた緩和措

置になると考える。

⇒（構成員）実装必須機能から標準オプション機能への変更について、開発量が現状増えているため、もう少し精査できないかと考えている。例えば介護保険システムと認定審査会システムの両方を扱っているベンダにおいて、介護保険システムが実装必須、認定審査会システムが標準オプションとなっている要件の場合、基本的には認定審査会システム側が機能に特化しているため、認定審査会システムを利用してもらう想定であるが、介護保険システムが実装必須である機能は介護保険システム側でも実装しなければならなくなっている。また、収滞納管理の機能も一体的に開発を行っている収滞納管理システムと介護保険システムの二重開発となるため、極力実装必須機能を標準オプションへ変更する検討ができればと考えている。

⇒（事務局）実装区分の見直しについて、具体的な要件等を意見として挙げていただきたい。

⇒（構成員）了承した。

⇒（事務局）デジタル庁へ1点確認したい。機能・帳票要件において1つの機能IDに対して複数の管理項目を記載しているが、基本データリストのデータ出力条件は1項目ずつとなっている。機能要件の適合性確認は、機能ID単位となっているため、標準オプションの管理項目も機能ID単位の適合性審査となる認識でよいか。

⇒（デジタル庁）認識のとおりとなる。機能要件の適合性確認をどの程度精緻にやるかという点については、議論する余地はあると考える。基本方針で示しているのは、自治体が調達する場合、ベンダが準備したシステムに自治体が求めている機能が実装されていればよいという方向になると考える。一方で、データ要件・連携要件は厳密に適合性確認を行うことになる。構成員の2点目の意見に対する事務局のコメントについて、管理項目1つ1つに対して機能IDを分けていくべきかという点は、例えば業務によっては1機能IDに1管理項目を整理している業務システムもあるが、現状を踏まえると2025年度までに標準準拠システムへの移行を行う大方針もあるため、効率化できる部分は効率化していく考え方もあるのではないかと考える。本来のID管理の考え方という観点では、1機能ID1管理項目という側面はあるかもしれないが、現状を踏まえ、詳細化した方がよいのであれば検討したい。本日のご意見から伺えた課題があることは認識したため、デジタル庁にて検討したい。

⇒（事務局）デジタル庁や厚生労働省との確認や調整を行い、機能IDの分け方は検討した上で構成員へ情報提供していく。

#### ○構成員意見

・版数の考え方や適合性の実施要領、適合基準がどういった方向性や考え方なのかを教えていただきたい。例えば、100%適合していなくてもある程度適合の幅を持たせてもらえるのか。2025年にまでは一定程度の範囲で適合し、最終的には100%を目指すといった柔軟な考え方が認められるのか、現状分かる範囲で教えていただきたい。

⇒（事務局）改版に関する適合基準については資料3の2ページで若干触れているが、基準省令の中で施行時期や公布時期等が明確に示されてくると認識している。基準省令がいつ公布されるかについては、デジタル庁にコメントをお願いしたい。次にどこまで厳密に適合性確認を行うかについては、先ほどデジタル庁からの説明にあったとおり、データ要件・連携要件はツールを使って厳密に行い、機能要件は機能ID単位でどこまでやるかどうかという説明もあったため、少なくともデータ要件・連携要件に比べれば厳密ではないと認識している。厳密の度合いについても可能な範囲でデジタル庁からコメントをいただきたい。

⇒（デジタル庁）1点目の基準省令は今後定める予定であるが、現時点では年度末まで等の作業としては定かではない。今後定める時期等については、関係府省と相談しながら対応していく。基本は各業務の機能要件・帳票要件の標準仕様書と、データ要件・連携要件等のデジタル庁が定める共通事項にかかる標準仕様書を目途に考えていくことになる。適合性確認については、機能要件は説明を尽くしていただければという形になると思うが、データ要件・連携要件は準備中のツールや運用方針をもとにデジタル庁にて適合性確認試験を実施し、合格したものを自治体が調達していくという形になる。試験を実施する前にベンダにツールを提供し、各ベンダにてテストできる仕組みを提供できないか検討している。適合性確認の結果は、合否のみとなり厳密に実施することにはなるが、運用面も含めて円滑に対応できるようにしたいと考えている。

⇒（構成員）状況は理解した。

## ○事務局

・連携要件の連携方法（リアル連携・ファイル連携）は問題ないか各ベンダ構成員に確認したい。

⇒（構成員）リアル連携・ファイル連携の両方に○があるものは、適合性確認の時期等を考えるとどちらかに寄せたいと考える。又、マルチベンダを考えた場合、相手側がどちらの連携方法でも連携できるように対応する必要があると解釈しているが、どのような考えとなるのか確認したい。

⇒（事務局）事務局としては、リアル連携・ファイル連携の両方に○がある場合は、両方の連携方法の実装が必要と認識している。現行システムではファイル連携が主に実装されていると推察するが、現在のファイル連携の機能にリアル連携の機能を追加で実装することが求められるため、開発量が増えるのではないかと考えている。資料4の2ページ（確認観点2）①に記載のとおり、マルチベンダを想定すると実装が必要になると考えるが、1つのパッケージで実装される場合は、片方に寄せることもできるのでないかと考えている。意見としては寄せる方がよいという意見と受け取っているが齟齬はないか。

⇒（構成員）どちらかの連携方法に寄せたいというのが意見になる。1つのパッケージの場合は先ほどの説明にあった要件を満たす必要はないという記載もあったため、どちらかの連携方法を選び、内部での連携になると理解している。

⇒（事務局）1つのパッケージであれば1つのシステム内での連携となるため、資料4の1ページで抜粋した「(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。」に該当すると事務局でも理解している。

⇒（構成員）了解した。

⇒（事務局）資料4の1ページにある（確認1）と（確認2）について、デジタル庁よりコメントをいただきたい。

⇒（デジタル庁）（確認1）のオールインワンパッケージ等でパッケージ内でのシステム間の連携については、連携要件の適合確認は不要としている。これまでも各ベンダの責任において対応しているところもあるため、連携要件の適合確認を不要と整理している。一方で、オールインワンパッケージではなく、2～3業務だけのパッケージシステムの場合等は他の標準準拠システムとの連携要件との適合確認は必要ということになる。（確認2）のリアル連携（API連携）とファイル連携における適合確認の具体的な運用方法については検討中であるため、遅くとも年度末までには運用方法を含めて提示したいと考えている。詳細化して公表できる状態となれば、年度末を待たずに早めに公表したいと考えている。

- ⇒（事務局）デジタル庁からの説明を踏まえ、改めて確認したい。オールインワンパッケージであっても一部の業務システムが他のベンダシステムを利用する場合、1つのパッケージに該当しない業務が出てくるため、連携方法に応じて実装しなければならない。例えば、資料4の2ページにある個人住民税の連携について、従来の年次・月次処理の連携はリアル連携での実装が必要となるが、ファイル連携が必要ではないのかと考えている。一方で、リアル連携・ファイル連携の両方に○がある連携要件は二重で実装しなければならないため、実装する連携要件は1つにしたという意見もあるのではないかと考え、確認しているところである。デジタル庁にて開催している共通機能等技術要件検討会にて大量処理等に関しては、どういう連携処理を行うか検討されているところではあるが、当分科会でもご意見や懸念事項等があれば伺いたい。
- ⇒（構成員①）資料4の2、3ページの連携方法について、ファイル連携を基本とし、即時性が必要な住民記録等との連携はリアル連携にも○が付くといった基本的な考え方がありと議論がしやすいと考える。事務局からの説明にあったとおり、住民税情報の連携がリアル連携しかない場合、年次処理は大規模自治体では運用できないと想定されるため、ファイル連携に○が付くべきであり、リアル連携は不要と考える。現状、日次・月次・年次のファイル連携で運用している処理が多数だと考えるため、ファイル連携が基本となり、即時性が求められる数個の連携要件に対してリアル連携に○が付くのが現実的だと考える。
- ⇒（事務局）他のベンダ構成員の意見も確認させていただきたい。
- ⇒（構成員②）共通機能等技術要件検討会において連携に関する議題が挙がっており、現時点では1つ1つの連携要件に対して判断がしづらいと考える。共通機能等技術要件検討会での検討内容を踏まえ、連携方法の議論ができるものと考えている。
- ⇒（構成員③）現状の運用で日次・月次・年次で行われているものはファイル連携を基本とし、即時性が必要な連携のみリアル連携という考えに賛成である。
- ⇒（構成員④）意見に賛成であり、基本的にはファイル連携になると考えている。
- ⇒（構成員⑤）同様に、基本ファイル連携でよいと考える。所得については年次・月次となるためファイル連携でよいと考える。
- ⇒（構成員⑥）各ベンダの意見と重複するため、特に意見はない。
- ⇒（構成員⑦）各ベンダの意見と同じで、どちらかに寄せられるものは寄せて実装するのがよいと考える。現状ファイル連携で運用できているものであれば、ファイル連携に寄せた形で進められるのがよいと考えている。
- ⇒（構成員⑧）基本はファイル連携も許容していただき、リアル連携は選定できるのであれば選定させていただきたい。
- ⇒（事務局）各構成員が同じような考えであり、ファイル連携を主体として即時性が必要であればリアル連携を対象としたいというご意見として認識した。今後、調整等できる部分があれば確認させていただき、必要に応じて各ベンダ構成員には協力いただきたい。
- ⇒（事務局）連携方法について、標準化としてはリアル連携を基本とする考え方があったと認識しているが、ベンダ構成員からの意見としては基本的にはファイル連携を基本としたいという意見で一致しているため、デジタル庁に見解を伺いたい。
- ⇒（デジタル庁）標準準拠システムの相互連携や独自施策システムとの連携は疎結合と示しており、やり方としてはAPI連携としている。今回議論になっているファイル連携が原則なのか、それともリアル連携が原則なのかという点については、連携要件に適合することが基本である。デジタル庁としてはリアル連携を前提としているが、一方で業務の都合や大規模都市での運用を考

慮するとリアル連携では性能面で業務に耐え得ないのではないかとということも聞いており、具体的な実装の在り方や考え方を整理する必要があると認識している。考え方を整理していくにあたって共通機能等技術要件検討会の検討事項として扱っていくようにしたい。

⇒（事務局）疎結合でAPI連携を基本として考えていきたいということで理解した。

以 上